

③ウェブサイト構築及び運用保守業務仕様書

1 基本方針

本仕様は、安城市図書情報館（以下「図書情報館」という。）を含む安城市中心市街地拠点施設（以下「拠点施設」という。）に、最新の高度技術とセキュリティを確保し、情報提供機能の拡充と利用者への利便性の向上を図るウェブサイトを構築するものである。

また、本仕様で納品されたシステム（機器等を含む）に対し、令和14年3月31日まで（以下「運用保守業務期間」という。）の運用保守を行うものとする。

2 施設概要

拠点施設は、公共施設と民間施設から構成される複合施設である。

公共施設は、情報拠点施設と広場・公園で構成され、さらに、情報拠点施設は、図書情報館、ホール、旅券・各種証明窓口、市政情報コーナー、カフェ等で構成される。

民間施設は、商業施設、カルチャースクール、立体駐車場等で構成される。

3 発注者が想定している構築等スケジュール

令和9年4月1日 ウェブサイト開設（ウェブサイト納品日）

4 構築範囲・前提条件

- （1）既に十分な稼動実績のあるCMSパッケージソフトまたは同等機能にて構築すること。
- （2）本ウェブサイトは、公共図書館業務システム及び施設予約システムと連携させて運用すること。
- （3）PCサイトと更新内容が連動したスマートフォンサイトを構築すること。また、通信容量に配慮した携帯サイトを構築すること。
- （4）構築範囲は、以下のサイトとする。

ア 拠点施設のトップページ（以下「拠点トップページ」という。）

イ 図書情報館サイト

- (5) 拠点トップページには、上記「2 施設概要」で掲げた全サイトのリンクが設定できること。さらに、イベントニュース、フロアガイド、アクセスガイド等の情報を効率的かつ効果的に掲載すること。
- (6) 画像やPDFファイル等の各種ファイルを容易にアップロードできること。

5 仕様内容

以下に示す仕様を満たすすべてのハードウェア及びソフトウェアのリース調達並びに必要なカスタマイズ、設置、調整、配線作業（必要なLANケーブル・ハブ等の調達を含む）等を行うこととする。

(1) ウェブサイト機器に関する仕様

- ア 公共図書館業務システム及び施設予約システムと連携・管理するためのサーバ等が必要となる場合は、必要台数を含めること。
- イ サーバにおいては、万一の事故等を想定し、データバックアップ等の処理のスケジューリングによる自動運転機能に対応できるものを準備すること。

(2) ウェブサイト構築に関する仕様

ア 企画・設計

- (ア) 企画・設計時に、ウェブサイト全体の制作コンセプトを明確にすること。
- (イ) 図書情報館サイト及び公共施設サイト内は、詳細かつ具体的な内容で紹介できる機能を備えること。また、各サイトの必要なページ構成を提案し、職員と協議すること。
- (ウ) 閲覧ブラウザや端末を制限せず、また、添付ファイルを除き、特別なソフトのダウンロードも不要なページとすること。特にスマートフォンの普及状況を考慮し、スマートフォンやタブレット端末に対応したウェブサイトであること。
- (エ) 利用者に分かりやすく効果的に情報を発信するために、写真や動画による撮影を実施し、利用者の視覚に訴えるものとする。
- (オ) 図書情報館サイト内で、別紙1「現行ウェブサイト機能一覧」に準拠するが、利用者サービスの向上のための新たな提案が実施

できる内容とすること。

(カ) 図書館情報館サイト内で、お知らせ・新刊図書案内・貸出ランキング・予約ランキング等のデータを利用できること。

(キ) 図書館情報館サイト内で、発注者が所持するデジタル化資料（デジタルアーカイブ）を検索・閲覧することができること。

(ク) 納品するソフトウェア類は、特段の事情がない限り最新のバージョンとすること。また、必要に応じて、バージョンアップを行うこと。

イ デザイン

(ア) 安城らしさや街のにぎわいをイメージでき、拠点施設に足を運びたくなるような魅力あるデザインとすること。

(イ) 各サイトトップページやインデックスページ等、サイト構成に必要なテンプレートを作成すること。

(ウ) サイト全体のレイアウト、ナビゲーション、カラーリング、タイポグラフィ、ビジュアル表現等に統一性を持たせること。

(エ) 外部スタイルシートにより、見出し等の表記方法が統一されること。

(オ) 図書館情報館サイト内で、一般向けページと子ども向けページ、それぞれのユーザーに配慮したデザインになっていること。

(カ) イメージにあわせたイラストやアイコンを必要に応じ作成し、ページに配置すること。

ウ ユーザビリティ

(ア) すぐれた操作性や情報の取得しやすさを考慮したサイト設計にすること。

(イ) ディレクトリは、3階層程度を目安にすること。

(ウ) カテゴリ内やリンク先が容易にイメージできるラベリングにすること。

エ ウェブアクセシビリティ

(ア) JIS規格ウェブコンテンツ（JIS X 8341-3:2016）」をもとにウェブアクセシビリティ方針を作成し、方針に準拠したウェブサイトを構築すること。

(イ) 必要に応じて構築時にウェブアクセシビリティに関する教育支

援やサポートを行うこと。

(ウ) 音声読み上げソフトの利用者に配慮したページを作成すること。

(エ) キーボード操作時にフォーカスが適切な順序で移動するようにすること。

オ CMS

(ア) メーカーサポートの拠点が国内にあり、質疑やセキュリティに関する対応がスピーディーなCMSであること。

(イ) マルチサイト機能を有し、複数のサイトを管理できること。

(ウ) 別紙2「CMS機能要件仕様」を満たしていること。

(3) セキュリティ対策に関する仕様

ア 高度なセキュリティが保たれた新たな情報技術等を活用すること。

イ 利用者が、インターネット及び館内端末等を通じて本ウェブサイトの一部機能（蔵書の予約等）を利用する際は、パスワード認証を必要とすること。また、本ウェブサイトにおいては、IDごとに操作できる機能・権限を設定可能とすること。

ウ メールフォームは、SSLによってデータの暗号化をすること。

エ 不正アクセスやウェブサイト改ざん等の外的脅威に対する防止策を講じること。具体的には、独立行政法人 情報処理推進機構が公開している「安全なウェブサイトの作り方」を考慮し対策を行うこと。

オ 必要に応じてIPアドレス等でログインページのアクセス制御が可能であること。

カ 総務省が提唱する「自治体情報システム強靱性向上モデル」に配慮した、異系統ネットワークでの安全な連携方法または代替手段を講じること。

6 ウェブサイトの導入及びデータ移行

(1) 本仕様のための環境等については、事前に必要な打合せを行うこと。

(2) 現行ウェブページから新ウェブページへの切替のタイミングについては、発注者と協議の上実施すること。

- (3) 図書館のウェブサイトのURLは、
「<https://www.library.city.anjo.aichi.jp/>」を引き継いで利用できること。また、その他のドメインについては、発注者と別途協議すること。
- (4) 必要に応じて、本ウェブサイト導入時には、図書館及び関連部署等に操作マニュアルを配備すること。また、図書館において操作研修（集合研修）等を2日間（計4回）程度行うこと。
- (5) ウェブサイト開設後に、ウェブサイト業務に精通したシステムエンジニアを1人1日間派遣すること。ただし、公共図書館業務システムで派遣されるシステムエンジニアとの併任は認める。
- (6) 現行ウェブサイトにて公開中のデータ及び発注者が提供するデータは、受注者が本ウェブサイトへ正確に編集して取り込むこと。
- (7) 本仕様において知り得た業務上の情報を第三者に開示し、または漏洩しないこと。また、そのための必要な措置を行うこと。
- (8) 受注者は、ウェブサイト開設までに、すべてのページが適正に使用できるようになるまで責任を持って移行作業を行うこと。
- (9) データ移行時には、発注者との調整を十分に行い、適切に移行するようにデータ整備を行うこと。

7 ウェブサイトの運用保守要件

- (1) 本仕様の安定した運用を実現するため、保守を行うこと。
- (2) 保守対象は、本仕様で利用する全てのハードウェア（サーバ機器・クライアント機器・周辺機器等）と全てのソフトウェア（OS・パッケージソフト・カスタマイズ部分等）とすること。
- (3) サーバ機器やCMSにおいて、脆弱性が発見されアップデートが必要な場合、速やかに対応すること。
- (4) 国及び県等の外部機関からのセキュリティ調査・診断に協力し、その結果、危険性・緊急性の高い脆弱性等が見つかった場合は、ただちに改修・対応すること。
- (5) 導入するCMSのバージョンアップが行われた際は、必ず発注者へ報告をすること。
- (6) 本ウェブサイトの運用保守体制及び障害対応体制を明確に提示し、

発注者のサポート部門（愛知県内に限る）を一本化すること。また、図書情報館の開館日・開館時間には、必ず連絡が取れるように配慮すること。

- （７）図書情報館の開館日・開館時間に対応した定期保守を行うこと。
- （８）年１回以上のサーバの定期点検と障害発生時に随時保守作業（障害回復作業）を行うこと。
- （９）本ウェブサイトのハードウェア及びソフトウェアの障害発生連絡を受けた場合には、速やかに障害の切り分けを行い、早急に現状復帰ができるように対策を講じること。
- （１０）運用保守業務期間内は、保守部品の供給及び調達を保証すること。
なお、入手困難な場合は既設部品の性能以上の代替品とすること。
- （１１）軽微なサイト修正・機能修正及び帳票・統計の様式変更等については、運用保守業務の範囲内で対応すること。
- （１２）本仕様の全部又は一部を第三者に再委託をする場合、適正な再委託先を選定し、十分な監督をすること。

８ 検収及び成果物

- （１）テスト計画書に基づくテストの合格及び成果物の納入をもって検収とする。
- （２）成果物については、以下に掲げるものを提出すること。

ア スケジュール

イ 基本設計書

（ア）ラック構成図

（イ）システム構成図

（ウ）ハードウェア構成図

（エ）ネットワーク構成図

ウ 機能設計書

（ア）機能概要

（イ）機能一覧

エ テスト計画書

オ テスト結果報告書

カ システム運用マニュアル

キ 操作マニュアル（5部）

ク 議事録及び懸案事項管理表

ケ 上記ア～クの電子データ（CD-ROM）1枚

（マイクロソフト社のWord・Excel・Power Point・

またはアドビ社のAdobeReaderで閲覧できるもの）

（3）製本については、A4ファイルに綴じて納品すること。

9 その他

（1）本仕様で納品されるハードウェアには、障害発生時にサポート依頼の連絡先を明示したシール（会社名・担当者・電話番号等）を貼付すること。

（2）本仕様で発生した梱包屑等産業廃棄物の処理を適切に行うこと。